

第8回総会 議事録

開催日時 令和3年2月26日(金曜日) 午後2時30分

開催場所 小松島市保健センター 2階多目的室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二
10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

6番 栗本 謙二

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦
6区 橋本 春男	7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美
9区 岡崎 勢一	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵

議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第4号 農用地利用集積計画案審議について

議案外

- 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について
- 報告第4号 農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について

開会開始時間 午後2時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第8回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、9番 谷崎 賢二 委員 と 17番 森 委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、 1件、1筆です。

議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番は、労力不足による所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積294㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが、遠方に住んでおり耕作ができないため、買い手をさがしていたところ、当該農地近くに居宅のある譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

担当の 船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越 委員。

15番 船越委員

坂野の船越です。この件に関しては、譲渡人と譲受人の双方の話し合いで売買が成立しておりますので、何ら問題はないと思っております。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。
(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。
以上で議案第1号を終了いたします。

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 3 ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、1件、1筆です。

議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番 ○○町字○○の一部についての申請内容について、転用目的は、進入道路の拡幅でございます。

この申請地、○○町字○○については、すでに進入路と駐車場にしておりますが、農地転用が必要であることが判明したため、始末書を添付の上、公道から宅地までの進入道路の幅員が165センチしかなく、2メートルに拡幅したいということで、このたび4条許可での申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、農振除外済みです。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されません。

転用を行うために必要な資力については、○○郵便局の残高証明書が添付されており、資金調達の見込み

があること等から、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。
また、〇〇土地改良区、〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接地の境界部分にコンクリート擁壁を設置し、盛り土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないよう留意するため、近隣の方々には影響はございません。

また、雨水排水については、排水路を設け、既存排水路に接続し、申請地の土砂は沈殿^{ちんでんます} 柵に流入するようにし、隣接地及び水路に直接流入しないように留意するので周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われれます。

以上のことから、整理番号1番は許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長

担当の 船越 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越 委員。

15番 船越委員

坂野の船越です。この件に関しては、自宅の進入路の拡幅ということで何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、 3 件、 4 筆です。

議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番、整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、整理番号2番の申請内容について、転用目的は、宅地でございます。使用借人は、現在借家に住んでいますが、もともと狭く、子どもができてからさらに居住空間が手狭になり何かと不自由しています。そこで、使用貸人である使用借人の実父の所有地は経済性にも利便性にも優れており、土地を貸してくれることになり、ここに居宅を新築することになりました。そこで使用借人と使用貸人の両者において、使用貸借契約による利用の承諾が得られたことから、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域で農振除外済みの農地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。〇〇銀行〇〇支店の融資証明書が添付されております。

また〇〇土地改良区の意見書が添付されております。そして、隣接水路に雨水、汚水及び家庭雑排水を放流することに対し、異議がないとの、〇〇協議会からの承諾書も添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接する土地は、北側は農道、東側は田、西側は水路・市道、南側は宅地、田となっています。南側宅地、農地管理者には同意を得ております、工事等については、周囲に迷惑をかけないよう最善の注意を払い施工するとのことで、付近の土地に対しては被害はないものと思われま。

以上のことから、整理番号1番、2番については許可やむを得ないと考えます。なお、担当の栗本委員は本日欠席しておりますが、特に問題はないということをお伺いしております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号3番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番の申請内容について、転用目的は、宅地でございます。

使用借人は、現在借家に住んでいますが、住居面積が狭く、今後子どもができた場合に不安であることから、使用貸人である使用借人の父に相談したところ所有地を貸してくれるということになり、その土地に居宅を新築することで、使用借人と使用貸人の両者において、使用貸借契約による利用の承諾が得られたことから、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域で農振除外済みの農地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。なお、〇〇銀行〇〇支店、〇〇銀行〇〇支店、〇〇信用金庫〇〇の残高証明書が添付されております。

また〇〇土地改良区の意見書が添付されております。そして、隣接水路に雨水、汚水及び家庭雑排水を放流することに対し、異議がないとの、〇〇協議会からの承諾書も添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地に隣接する土地は、東側、北側・西側は民地、南側は水路・市道となっております。東側、北側、西側の土地は使用貸人の所有地です。工事等については、周囲に迷惑をかけないよう最善の注意を払い施工するとのことで、付近の土地に対しては被害はないものと思われま

以上のことから、整理番号3番については許可やむを得ないと考えます。なお、担当の栗本委員は本日欠席しておりますが、特に問題はないということを伺っております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号4番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号4番の申請内容について、転用目的は、太陽光発電施設でございます。

申請地は、日当たりもよく採光を取り込みやすい場所であります。また、太陽光発電の電力の引き込みに必要な電柱が近くの道路にあるため立地条件が最適であると考え、選定しました。なお隣接する宅地を更地として併せて利用する予定です。譲渡人と譲受人の間でこのたび売買の話がまとまり、5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域で、農振除外済みです。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇信用金庫〇〇支店の融資証明願が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。

また、〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、盛り土せず整地のみ行います。申請地の周囲には既設のコンクリート擁壁があることから、雨水、土砂等の流失は考えにくいため、周辺農地への被害はないと思われませんが、十分に注意することと、なお、万が一何か問題等が生じたときは、譲受人の責任において対処することとします。

なお、雨水については地下浸透とし、また、太陽光発電施設のため給水の必要はありません。

以上のことから、整理番号4番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、担当の栗本委員は本日欠席しておりますが、特に問題はないということをお伺いしております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号4番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第3号を終了いたします。

続いて、議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 5 ページをお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、 39 件、 92 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

6ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第4号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、以上で議案第4号を可決いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第3号 「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

報告第4号 「農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。議案書の 14 ページをお開きください。

報告第1号『農地法第4条第1項第9号の規定による届出について』

届出件数は、3件、3筆です。

整理番号1番は、田で508㎡のうち199㎡の農業用倉庫の建築としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

整理番号2番は、田で1,890㎡のうち194㎡の、農業用施設の駐車場としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

整理番号3番は、田で407㎡のうち196㎡の、農業資材置き場としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の 15 ページをご覧ください。

報告第2号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

申出件数は、 4 件、 8 筆です。

それぞれ賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

事務局（次長）

議案書の 16 ページをご覧ください。

報告第3号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申出件数は、 6 件、 12 筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名、捺印がされ提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、 17 ページ以降に詳細を記載してありますので、ご確認ください。

事務局（次長）

議案書の 18 ページをご覧ください。

報告第4号『農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について』

申出件数は、 1 件、 2 筆です。

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長より、農用地利用配分計画の認可について、令和3年1月29日付け、農技セ第750号にて事務局に通知がありました。認可年月日は令和3年1月29日です。19ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外 4 件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第8回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、宜しく願い
いたします。

総会終了 午後 2 時 50 分

議事録署名委員

9 番 谷崎 賢二

17 番 森 博之